

議案第120号

松阪市住民投票条例の制定について

松阪市住民投票条例を次のように制定する。

平成25年10月10日 提出

松阪市長 山中光茂

松阪市住民投票条例

(趣旨)

第1条 この条例は、松阪市市民まちづくり基本条例（平成●年松阪市条例第●号。以下「市民まちづくり基本条例」という。）第8条の規定に基づく住民投票の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

(市政に係る重要事項)

第2条 市民まちづくり基本条例第8条第1項に規定する市政に係る重要事項（以下「重要事項」という。）とは、市及び住民全体に利害関係を有する事案であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるものをいう。ただし、法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項を除く。

(住民投票の投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 年齢満20歳以上の者

(2) 本市に住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から次に掲げる区分に応じそれぞれ定める期間において本市の住民基本台帳に記録されている者

ア 日本国籍を有する者 引き続き3か月以上

イ 日本国籍を有しない者 引き続き5年以上

(住民投票の実施)

第4条 住民投票は、次の各号のいずれかに該当した場合、市長において実施するものとする。

(1) 市民まちづくり基本条例第8条第1項第1号の規定により、投票資格者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施に係る請求があり、市議会に議案を付議した場合において、市議会が当該議案を出席議員の過半数の賛成により議決したと

き。

- (2) 市民まちづくり基本条例第8条第1項第2号の規定により、投票資格者の総数の4分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対し、住民投票の実施に係る請求があったとき。
- 2 前項の住民投票は、重要事項について二者択一で賛否を問う形式とする。
- 3 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を松阪市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

（投票資格者名簿の調製等）

第5条 選挙管理委員会は、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日等を記載した名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を調製し、保管しなければならない。

- 2 選挙管理委員会は、毎年10月1日現在における投票資格者を同月2日に投票資格者名簿に登録しなければならない。ただし、10月1日から7日までの間に住民投票を実施する場合その他選挙管理委員会が特に必要があると認める場合にあっては、登録の日を繰り延べて定めることができる。
- 3 選挙管理委員会は、住民投票を実施する場合においては、第8条第2項の規定による当該住民投票の告示の日の前日現在における投票資格者を同日に投票資格者名簿に登録しなければならない。

（住民投票の請求に必要な署名数の告示）

第6条 選挙管理委員会は、前条第2項の規定により投票資格者名簿の登録を行ったときは、直ちに当該投票資格者名簿に登録されている者の総数の50分の1及び4分の1の数を告示しなければならない。

（住民投票の請求手続等）

- 第7条 第5条第2項の規定による投票資格者名簿に登録されている投票資格者は、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して、重要事項について住民投票を実施することを書面により請求することができる。
- 2 前項の住民投票の請求を行う場合においては、二者択一で賛否を問う形式により請求しなければならない。
- 3 署名に関する手続等は、地方自治法第74条第6項から第9項まで、第74条の2第1項から第6項まで及び第74条の3第1項から第3項までの規定の例によるものとする。
- 4 市長は、第4条第1項の規定により、住民投票を実施することとなつたときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知するものとする。

（住民投票の期日）

第 8 条 選挙管理委員会は、前条第 4 項の規定による通知があつた日から起算して 30 日を経過して 90 日を超えない範囲内において住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。ただし、当該投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙又は三重県若しくは松阪市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときその他選挙管理委員会が特に必要があると認めるときは、投票日を変更することができる。

- 2 選挙管理委員会は、前項により投票日を定めたときは、当該投票日その他規則で定める事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。
（情報の提供）

第 9 条 市長は、前条第 2 項の規定による住民投票の告示の日から当該住民投票の投票日の 2 日前までに、当該住民投票の判断に資するために必要な情報を市広報その他の適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

（投票運動）

第 10 条 住民投票に関する投票運動は、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであつてはならない。

（投票所）

第 11 条 投票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- 2 選挙管理委員会は、投票日の 5 日前までに投票所を告示しなければならない。

（投票することができない者）

第 12 条 次の各号に掲げる者は、当該住民投票の投票をすることができない。

- (1) 第 5 条第 3 項の規定による投票資格者名簿に登録されていない者
- (2) 第 5 条第 3 項の規定による投票資格者名簿に登録された者であつても、投票日の当日において第 3 条第 1 項各号に該当しない者
- (3) 投票日の当日、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に該当する者

（投票の方法）

第 13 条 住民投票は、1 人 1 票の投票とし、秘密投票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、住民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の賛成の欄に、反対するときは投票用紙の反対の欄に自ら○の記号を記載しなければならない。
- 3 点字による投票において、賛成と記載したときは賛成欄に○の記号を記載したものと、反対と記載したときは反対の欄に○の記号を記載したものとみなす。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により、自ら投票

用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をすることができる。

(投票所においての投票)

第 14 条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿の抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(期日前投票等)

第 15 条 投票人は、前条の規定にかかわらず、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。この場合において、期日前投票は公職選挙法第 48 条の 2 の規定、不在者投票は同法第 49 条の規定の例によるものとする。

(無効投票)

第 16 条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

(投票結果の告示等)

第 17 条 選挙管理委員会は、住民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。

2 市長は、選挙管理委員会から前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該請求に係る代表者に通知するとともに市議会に報告しなければならない。

(再請求等の制限期間)

第 18 条 この条例による住民投票が実施された場合は、その結果が告示された日から起算して 2 年が経過するまでの間は、同一の事案又は当該事案と同旨の事案について第 7 条第 1 項の規定による請求を行うことができないものとする。

(投票及び開票)

第 19 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）並びに松阪市公職選挙執行規程（平成 17 年松阪市選挙管理委員会告示第 4 号）の規定の例による。

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の施行の日から 5 年を経過する日までの間における日本国籍を有しない者の投票資格者の要件については、同条例第 3 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、同法第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項の規定による本市の外国人登録原票への登録の日（同法第 8 条第 1 項の申請に基づき同条第 6 項の居住地変更の登録を受けた場合には当該申請の日）から引き続き 5 年以上本市に住所を有する者（在留資格を有する者に限る。）とする。
- 3 前項に規定する在留資格を有する者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める在留資格を取得している者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者